

3 予算特別委員会における金子正江議員の質疑

部局別質疑（総務部）3 月 9 日

Q・金子委員

日本共産党の金子正江です。

平成 29 年度当初予算案における主要施策の 8 ページ、ここには税収確保対策の強化として、地方税法第 48 条による直接徴収を実施するとともに、市町村や県税事務所から実務研修生を受け入れ、滞納整理を通じて徴収スキルの向上を図ると書いてあります。この滞納整理、つまり差し押さえや競売ですけれども、完全に悪質な滞納者は処分せざるを得ませんが、現実にはそんなケースばかりではありません。

県内に住む A さん、73 歳の女性から相談をいただきました。10 年前ごろから両親の介護費用の仕送りなどで税金を滞納し、その後、娘さんが病気、夫が他界、自分自身も脳腫瘍の手術など生活の困難が連続し、本税、延滞金を合わせて 1 千万を超す滞納となってしまいました。とにかく分納で支払っていましたが、突然自宅競売の通知が届きました。市に相談すると、どこかで借入れをしてでも払ってください、さもないと競売に掛けますよ、と冷たいアドバイスでした。このほかにも、滞納を抱えながら営業意欲を失って自ら命を絶つなどの例もあります。

滋賀県野洲市は、滞納者が自立できるよう、市の各部局が連携して生活再建に取り組んでいることで有名です。この野洲市が、滞納者の生活再建支援のための条例をつくりました。私はこの条例の名前を見たときに衝撃を受けました。ようこそ滞納していただきました条例というのは。滞納者の納税相談に乗りながら、相談者が自立できるように支援する、これが債権管理条例、いわゆるようこそ滞納していただきまし

た条例です。滞納は生活困窮者のシグナルと捉え、自治体挙げて生活再建の手助けをするというのです。野洲市の山仲市長は言っています。税金を納めてもらう以前に市民の生活が健全でなければならない。市民の生活を壊してまで滞納整理をするというのは本末転倒。生活を壊さず納付してもらうのが原理原則。このように言っています。

条例では、著しい生活困窮状態で徴収の見込みがないと市長が認めた場合は、徴収金を取り立てずに放棄できることにしています。さらに、住民税や固定資産税、国保税のほかに、給食費や水道料金などによって生じる滞納債権を、債権管理室が一元的に管理をします。そして、市民相談課と連携をして、滞納を解決するだけでなく、生活困窮状態から抜け出す仕組みをつくっています。

そこで伺います。総務部長、滞納者に対する野洲市の姿勢、どのように感じますか。

A・総務部長

御質問の野洲市につきましては、いろいろな形で取り上げられて、滞納者に対する姿勢ということで評判になっているところでございます。

市ということで、生活再建の取り組む仕組みというんですか、住民税、国民健康保険税、水道料、給食費など、生活に密着した債権が多数ある市町村ならではの取り組みかなというふうに感じております。

埼玉県でも、県としての滞納者との納税相談の中では、滞納となった理由ですとか、生活状況を丁寧に聞き取りながら、滞納者の実情に即した対応を行うように職員一丸となってやっているというところがございますので、そうした

点で参考になるというふうに考えております。

Q．金子委員

私は、破綻にひんしている生活や事業を再建する手立てをきめ細かく講じることこそ、行政本来の仕事だと考えています。また、それこそ長い目で見れば、税収増につながるものです。

野洲市の債権管理マニュアルをお配りさせていただきました。御覧いただきたいと思います。まず、ここでは第 1 段階、債権所管課が納付相談を行います。そして、生活状態を確認して、支援が必要かどうかを確認、そこで滞納原因を把握して、生活再建支援の必要性を判断します。次に第 2 段階、支援が必要と判断された場合、債権所管課と市民生活相談課が連携して対応し、就労支援の各種サポートと分納計画を策定します。更なる対応が必要な場合は、第 3 段階として、市民生活相談課長を加えて検討するという、こういうところまでマニュアル化しています。

総務部長に伺いますが、このような債権マニュアルを作って、県職員に徹底する必要があるのではないのでしょうか。お答えください。

A．総務部長

野洲市のような精神性みたいなものについては、十分参考になりますが、県には国民健康保険税とか水道料とか給食費など、生活に密着いたしました債権というのはないので、ちょっと構造的に違うという部分がございます。

このマニュアルのポイントであります生活自立に関する窓口は、各市町村にありますので、野洲市と同様の流れで事務を行うというのは、なかなか県としては難しいというふうに考えております。ただ、何もやらないというわけではなくて、県税事務所の窓口においては、生活再

建や多重債務などに関する相談窓口がこういうところにありますよということを御案内したり、備え付けて生活支援が必要と思われる方には、納税相談する際に案内させていただくと。あるいは、そういうようなこともやっておるところでございます。

どちらにいたしましても、滞納になった理由や生活状況を十分丁寧に聞き取りながら、滞納者の実情に即した対応をこれからも行ってまいりたいというふうに考えております。

Q．金子委員

御答弁を頂きましたけれども、いわゆる生活に関わる部分はもちろん県ではございませんが、この前の先ほどの御答弁の中で、徴収強化を進めていくという御答弁もされておりますけれども、市町村が徴収困難な滞納者に対して、県もそこに出向いて一緒に徴収しているという、ということも言われているわけです。ですから、私は野洲市のような精神が県の職員にも深く理解をしていかなければならないというふうに考えるわけですが、県の職員にどのように野洲市のような精神を研修するのか、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

A．総務部長

お話の、重要なことは納税者の個別具体的な実情を十分把握して、滞納者の実情に即した対応をするということだと思います。そういう意味で、どういう研修をするのかということでございますけれども、会議とか研修において、納税相談の中で、滞納となった具体的な理由ですとか、生活状況を丁寧に聞き取りまして、対応すると。それで、そういうものについて指示をしたり、県税事務所の OJT を積極的に行いながら、具体的な事例に即しながら研修を行って

いきたいというふうに考えております。

Q．金子委員

それでは、最後になるかと思いますが、こうした野洲市のような、滞納を納税者からの SOS のサインとして捉えて早い段階で手を打つ、こういうふうな、やはり対応というのは、非常に県段階でも必要なのではないかなと思うんです。困難なところに対して部局を超えた取り組み、このところが必要ではないかなと思うんですが、こうしたところで私は納税者の立場に立って…。

委員長

質疑の途中でありますが、金子正江委員の質疑は終了いたしました。

部局別質疑（環境部）3 月 10 日

Q．金子委員

日本共産党の金子正江です。

歳出予算の事業概要 16 ページの循環型社会づくり推進事業費に関わって質問いたします。

要求資料は No. 4 です。

まず、ごみ焼却施設の建て替え、大規模改修についてです。

県内のごみ焼却施設の約 9 割以上が 1970 年代から 1990 年代に整備され、今後数十年の間に建て替え、大規模改修など集中して行われることとなります。焼却施設の整備には、巨額の建設費やランニングコストがかかり、そのため、各自治体における市民のための施策に深刻な影響を及ぼします。今後どのような施設を造るのかは、自治体のごみ行政を左右する重大問題です。

地元越谷市や草加市など 5 市 1 町で作る東埼玉資源環境組合でも、第 2 工場を 2016 年 3 月に建て替え、稼働を開始しました。当初の計画では、各自治体のごみの減量計画もないままに、400 t の大型焼却炉を想定していました。しかし、自治体ごとにごみ減量を進める中で、ごみ処理量の見通しを引き下げるなど、計画を見直して 100 t 小さくした 300 t の焼却炉に決定しました。建設に当たっては、徹底した議論と検討を踏まえて、提案型の競争的入札により建設費を約 138 億円に抑えました。これらの努力は一定の評価ができると思います。

そこで、質問をいたしますが、これから県内の市町村等で行われる焼却施設の建て替え等に当たっては、各市町村等が徹底したごみ減量計画に基づき、より小規模で適切な焼却施設の整備を進めていくよう県として支援をすべきだと考えますけれども、環境部長の認識をお示ください。

A．環境部長

市町村が新たなごみ処理施設を建設いたしますときには、国の交付金が出るわけがございます。循環型社会形成推進交付金が支出されます。この支出に当たりましては、ごみの発生抑制、あるいはリサイクルの促進等の目標を定めた推進計画を作ることになってございます。市町村は、この目標にしたがってごみの排出量をまず減量して、その上で推測をして、適切な規模の能力の処理施設を造るということで、国が交付金を出すものでございます。

今後とも、県といたしますと、市町村が作りましたごみの削減目標等の設定に沿った適切な処理能力を持った施設を整備するように御指導してまいりたいというふうに考えております。

Q．金子委員

次に、循環型社会形成推進交付金の問題です。環境省は 3 R を総合的に推進するために、同交付金を設けておりますけれども、交付対象は人口が 5 万人以上、また面積は 4 0 0 k m² 以上の自治体に限っています。そのため、松伏町では中間処分場の建て替えに対する交付金を申請しましたが、認められなかったということです。

そこで伺いますが、国のこの交付要件が小さな自治体が循環型社会促進計画を進める上で足かせとなっています。そこでこの交付要件を見直し、小規模自治体であっても交付金が受けられるように国に強く求めるべきではないかと考えますけれども、お答えを頂きたいと思えます。

A．環境部長

御指摘の交付金、私も先ほど御答弁申し上げた交付金につきましては、市町村が整備に当たって交付される交付金で、要件が確かに人口 5 万人以上等々の基準がございます。これにつきましては、ごみの処理施設が効率的あるいは効果的な規模に誘導するという意味も 1 つございます。もし施設の整備費が、あるいは維持管理費が抑えられれば、効率化によって抑えられれば、住民の負担の軽減にもつながるという状況がございます。あるいは余熱の利用、あるいはごみ発電の活用にもつながっていく可能性もあるという、そういうところで、一定の規模に誘導するという趣旨を持った交付金であると私も認識しております。県としましては、この指針に沿って小規模市町村、あるいは小規模処理主体が他の市町村との共同処理などを進められる方向のような動きについては支援をしていくという方向で私も考えてございますので、今お話しの方の要望については現在考えてお

りません。

Q．金子委員

国のほうには要望は考えていないということですが、それでは、県として小規模自治体に向けて循環型社会形成促進のための補助制度を創設するというお考えはどうでしょうか。

A．環境部長

ごみの処理、先ほど申し上げましたように、一定の規模があれば住民の方の負担も軽減される可能性が高くなっていく、あるいは他の余熱利用等の可能性が出てくる、そういう意味で、一定の規模を私も必要だというふうに考えてございます。先ほど国への要望については考えていないという御説明を申し上げましたが、同様の理由で県独自の補助金制度については考えておりません。

Q．金子委員

それでは、次の質問に移ります。

ごみの減量化、リサイクルについて伺います。

第 8 次埼玉県産業廃棄物処理基本計画によりますと、一般廃棄物のごみ排出量につきましては、毎年順調に削減をされているという、そういうことで目標が達成できる見込みだということは何っております。その一方で、事業系のごみ、これは進捗率が 4 8 % で横ばい状態で、目標の達成は困難だとしております。県も、事業系ごみの排出を抑制するために、市町村と共同して事業系ごみの削減のキャンペーンやごみ処理施設における搬入物検査など取り組んでいることは承知をしているところです。

しかし、ごみ問題の根本的な解決のためには、自治体と住民にごみ処理の負荷を押しつける現

行のリサイクル制度を、ごみの発生を設計・生産段階から削減をする拡大生産者責任の立場で抜本的に見直すことが不可欠だと考えています。国に対して、拡大生産者責任を進める上で必要な法整備を早急に行うよう強く求めていくべきだと考えますけれども、県の姿勢についてお答えをお願いいたします。

A．環境部長

製品が使用され、廃棄された後も、生産者のほうは処理の責任について果たすべきだという御指摘、考え方ということで、拡大生産者責任ということで今御指摘を賜りました。生産者についても一定の責任については負うということにつきましては、重要なことであると認識しております。その関係で、例えばデポジットの制度ですとか、あるいはリユースの制度、あるいはリサイクルの処分においていろいろな新しい考え方が出てきていることだというふうに私も認識をしております。

県としましては、ただ、事業者の拡大生産者責任を追及する余り、あるいは生産物のコスト増、あるいは消費者へのその価格転嫁等の影響もございますので、私ども、まずは生産物全体というよりは、その地その地で問題になっております例えば廃太陽光パネルですとか、あるいは飲料容器ですとか、そういうものについて、個々のものにつきまして、政府に制度設計あるいは制度改正について要望してまいりたいと。個々の部分について、問題ある部分について、そういうことに要望してまいりたいというふうに考えております。

Q．金子委員

食品ロスの問題についてちょっと質問させていただきたいと思います。

委員長

金子委員の質疑は終了いたしました。

部局別質疑（産業労働関係）3月13日

Q．金子委員

日本共産党の金子正江です。

歳出予算の事業概要25ページ、中小企業制度融資事業費14億1,893万円についてお聞きいたします。

アベノミクスによって経済好循環が生み出されていると盛んに宣伝されていますけれども、県内中小企業にとって、依然として厳しい状況から脱したとは言い難く、景気の先行きに不安を感じている現状であり、皆さん、売上げの減少や厳しい資金繰りの中で、経営を前に進めるための努力をしています。

国の低金利政策の中、民間金融の貸出し攻勢も強まっていますが、その一方で、いざ事業がつかずくと、民間金融の貸しはがしは厳しいものがあります。中小企業者にとって県制度融資は、資金繰りを支える命綱と言うべきもので、その拡充が求められます。

そこで質問ですが、要求資料の県の制度融資のこの5年間の貸付状況を見ますと、平成23年度1万6,000件、1,734億円から年々減少を続け、平成27年度は1万3,000件、今年度は1万1,000件程度と激しく減少しています。10年前の平成19年度には2万1,000件以上あった県制度融資が半減しています。こうした制度融資の利用実績が激しく減少している原因を、産業労働部長、御答弁をお願いします。

A．産業労働部長

御指摘のとおり、制度融資の利用実績は下がっております。これは、リーマンショック後の資金需要が一巡したことに加えまして、委員のお話にもありましたように、最近は民間金融機関、県内、県外も含めて、そういった機関の貸出意欲が非常に旺盛でございます。金融機関独自の融資による、いわゆるプロパー融資による貸出しを積極的に行っていることが原因だと考えております。

Q．金子委員

私が受けた相談の事例なんですけれども、レストラン経営をしていた息子さんがある日突然倒れて、生死の境をさまよい、ICUに入った。両親は悲痛な思いで病院に通っている。そこに、レストランの資金融資を受けていた銀行から父親に対して、「もう息子さん、返済無理ですね。融資残高を一括返済してください」と言ってきた。記憶をたぐってみますと、父親が連帯保証人になっていたと、こういうことでした。

このように民間金融の貸しはがしは、いざとなったら厳しいものがあり、保証人の必要のない、やはり制度融資は本当に心強いわけです。この制度融資の実績が激減しているんです。無担保無保証の制度融資の利点を広げて、利用しやすい制度にしてあげていただきたいと思います。

問題の第 1、これは信用保証制度です。そもそも制度融資の激減は、政府が 8 割の部分保証にしたことが原因です。政府は、更にこれを 5 割にまで引き下げる方向でしたが、とんでもないことです。

まず、部長に伺いますが、この信用保証、部分保証を全額保証に戻すべきと国に強く求めていると思いますが、どうか。また、信用保証協会

の審査には、今平均 8.2 日かかるということですが、この審査日数短縮を申し入れていただきたいのですが、答弁をお願いします。

A．産業労働部長

国の金融機関の評価につきましては、ちょっと我々申し上げる立場にございませんが、県では、県内に本店を置く 6 つの金融機関とおおむね四半期ごとに意見交換会を開催しております。その場において、県制度融資の利用促進について働き掛けているところでございます。今後もしっかり働き掛けを続けていきたいと思っております。

Q．金子委員

是非お願いします。

制度融資は、変化する中小企業者のニーズに応えた資金メニューを設定しておりますけれども、利用実績がゼロ、あるいは数件という資金もあります。利用実績が少ない状況をどのように認識しているのか。また、来年度県が創設する事業資金、経営者保証ガイドライン対応貸付、これは経営者の個人保証を不要とする融資制度で、評価をしているところです。是非この融資も、実績ゼロということがないように広報啓発を広げていただきたいと思っておりますが、部長の答弁をお願いします。

A．産業労働部長

制度融資につきまして、利用実績が、特に政策誘導型の資金も含めて少ないということを確認しております。今年度は、今後、政策所管課と金融課が合同で企業を訪問し、こういった制度融資についてももしっかり取り組みを進めてまいりたいと思っております。

それから、事業資金の経営者保証ガイドライ

ン対応貸付でございますが、その広報につきましてはしっかりやっていきたいと思ひますし、また、そういったものを希望する企業に対しまして、言ってみればガイドライン対象になるよう、しっかり支援をできるような体制をつくっていききたいと思ひます。

Q．金子委員

せっかく作る制度ですので、効果をしっかりと出すような、そういう努力もしていただきたいというふうに思ひます。

次に、中小企業にとって、やはり本当にありがたいことというのは、利子補給や損失補償の拡充だと思うんですね。とりわけ景気の低迷の中で、景気が下がったときには、特にそのことが求められると思うんです。そして、この拡充の部分についてどのようにお考えか、お示しいただきたいと思ひます。答弁をお願いします。

A．産業労働部長

委員のお話、十分理解しているつもりでございます。

ただ、制度融資が非常に中小企業にとって大事な部分であるというのはありがたいことなんです、付随して県の負担というのも当然、将来にわたって引き継がれるものでございますので、そういったものにつきましては、県の財政状況等も十分勘案した上で対応せざるを得ないと考えているところでございます。

Q．金子委員

利子補給の問題で、自治体によっては、通常の利子補給を 10% 上げるとか、そういう取り組みもしているわけですね。ですから、是非お願いしたいと思ひます。

A．産業労働部長

そういう話もありますが、やはり将来的な負担も考えながら検討させていただきます。

部局別質疑（保健医療部）3 月 14 日

Q．金子委員

日本共産党の金子正江です。

歳出予算の事業概要 26 ページ、医師確保対策費のうち、医学生・研修医誘導定着促進事業について伺います。

要求資料の 5 を御覧ください。

埼玉県は全国最低の医師数を打開しようと、医学生の段階からの奨学金制度を平成 22 年から創設してまいりました。当県議団としては、専門いかにかわらず、学生の段階から奨学金を支給し、日ごろから温かく相談に乗り、関係性を深めること、このように提案をしてまいりました。医学生の奨学金制度のうち、まず県内大学枠についてです。

県内大学は埼玉医科大学に年間 16 名、昨年から順天堂大学が 3 名と拡充をしていただいております。現在、その 1 期生というべき方が医師として歩み始めたとも聞いており、すばらしい成果もあったとのこと。私は更に県内の他の医学部に広げていただきたい。また、人数枠も広げていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

A．保健医療部長

奨学金の枠につきましては、これが一定程度個人の就業の自由というところを狭めていくわけでございますので、御自由になって、臨床研修医で奨学金もなく、来ていただいている方もいらっしゃるところでございます。医師が不足

する地域の実情ですとか、診療科の実情、毎年、毎年検証しながら、奨学金の枠というのは決めさせていただきたいと思っております。

Q．金子委員

県議団としては、医師確保のために鍵となるのは、何といたっても県の医療機関の熱意、優秀さを知っていただくことだと強調してまいりました。その中で、高校生の医師への志養成事業なども頑張ってくださいしております。また、医学生の皆さんとも直に語り合い、情熱をもって訴える、そういう場として、来年臨床研修を迎える医学生と県内医療機関とのマッチング事業があります。つまり全国の医療機関の合同説明会ですね。この合同説明会に埼玉県は総合医局機構としてエントリーをして場を確保します。赤十字などは、グループ全体でエントリーすると聞きました。医療機関は金銭的負担も少なく参加できるという大変有効な支援だと思います。そのため、県内医療機関の参加も増えていると聞いております。

今年 4 月に研修を開始する臨床研修医と県内医療機関とのマッチングの数、これが 3 1 2 人と最高数にのぼったそうです。これは近隣の県と比較しても重要な成果で、保健医療部の努力に敬意を表したいと思えます。

ただし、医療機関の参加負担金、最初は 5 万円、これでいいということでしたけれども、その後 7 万 5, 0 0 0 円とされ、更に 1 0 万円にすると聞いております。これはいかがなものか、まだまだ医療機関数を増やす段階と考えます。引き続き低額で参加できるようにすべきと考えますが、部長の答弁をお願いします。

A．保健医療部長

病院にとっても重要な人材の確保でございます

ので、病院自身にも御負担を願うという考え方でございます。御理解賜りたいと思います。

Q．金子委員

医師を確保していくというところでの努力をしていただきたいというふうに思っております。

次に移りたいと思います。

さいたま市美園の順天堂病院ですけれども、医学系大学院も来るとのことです。また、先ほどの順天堂大学の奨学金枠も増やしていくとのことでした。私は、一般質問もしておりますけれども、越谷市立病院のように、順天堂病院の医局から医師を派遣していただいているところ、市長を挙げて市立病院から医師が引き揚げられてしまうのではないかと、大変心配をしているわけです。

以前、御答弁では、地域貢献が順天堂の前提とのことでした。是非文書などで地域医療機関からの医師の引き揚げはしないと、こういう確認を交わしていただきたいと思うのですけれども、部長の答弁をお願いいたします。

A．保健医療部長

医師の確保、それから偏在の解消ということを目的に誘致しておりますものですから、原則として引き抜きというようなことはないというふうに、持っていきたいと思っております。

確かに、一時的に病院の中でそういう不安があるかとも思われますので、そうした点も踏まえて、公募条件など、実施可能ということを確認していくというような形で、協議してまいりたいと思います。

Q．金子委員

口頭の約束ではなくて、文書で交わしていた

だきたいということですが、その点について再度御答弁をお願いします。

A．保健医療部長

形式はどのような形式がいいのか、分かりませんが、口約束ではということですので、何らかの形で記録を残してまいりたいと思います。

Q．金子委員

もともと順天堂の誘致、これは遡れば県立大学に医学部設置をという県議会の決議が発端であったと考えております。本県に国公立の医学部がなく、県の医療政策の実現が困難だという問題、これは未解決だと思います。今後も国に働き掛けを継続しながら、県立大学医学部設置を追及していくべきだと思いますが、部長の確認を是非させていただきたいと思います。

A．保健医療部長

埼玉県の人口、それからこれからの高齢化に伴う受療の状況を考えますと、県内に医学部が複数あっても、しかるべきというふうに考えております。国の制度について、力強く働き掛けてまいりたいと思います。

部局別質疑（教育委員会）3月15日

Q．金子委員

日本共産党の金子正江です。

歳出予算の事業概要30ページの県立特別支援学校教室不足対策費にかかわって質問します。

初めに、特別支援学校の過密解消について

です。

この当初予算に戸田翔陽高校に知的障害の特別支援学校を建設するための基本設計費が盛り込まれました。私も初めての一般質問で、県南部への特別支援学校の建設を求めましたが、川口特支など知的障害児・生徒の過密解消へ一歩前進だと考えます。

そこで、伺いますが、この新学校の学区、どの地域を想定しているのですか。また、この新学校の開設によって、川口特支と草加かがやきの児童生徒数の今後の見通しはどうか、お答えいただきたいと思います。

A．教育長

新校の通学区域につきましては、児童生徒や保護者への影響が大きいことから、これまでも行ってきたとおり、今後、通学区域検討委員会というものを設置して、丁寧に検討を進めていく予定でございます。これにより、川口市及びその周辺地域の学校の過密解消に影響を及ぼすことができるように検討を進めてまいりたいと考えております。

Q．金子委員

さて、肢体不自由の特別支援学校の実態もいまだに深刻です。県内に肢体不自由の特支、9校しかないために、多くの学区が極めて広大となっています。そのため、地元越谷特支でも、通勤時間に1時間30分もかかり、朝7時に家を出て、帰宅は5時過ぎという、こういうお子さんもいらっしゃいます。普通の学校なら考えられない事態がいまだに続いています。

重複障害の子どもも少なくない中で、いつまでこのような苛酷な負担、我慢を続けさせるつもりなのか。保護者らの強い要望に応えて、県南部をはじめ肢体不自由の特別支援学校を早急

に建設すべきではないかと考えます。教育長の答弁をお願いいたします。

A．教育長

肢体不自由特別支援学校につきましては、通学区域が非常に広域であって、地域によっては通学への負担が大きいということは認識しております。そのため、学校からの要望を伺いながら、スクールバスの増便や型式の変更など、通学環境の改善に努めているところでございます。

しかしながら、肢体不自由特別支援学校の児童生徒数につきましては、近年、ほぼ横ばいの状況でございます。県といたしましては、児童生徒数が依然増加している知的障害特別支援学校への対策を優先的に進めざるを得ないという状況でございますので、御理解を賜りたいと思います。

Q．金子委員

肢体不自由児は増えていないということで、知的のほうを優先させたいということなんですけれども、しかし、障害の種別で建設の優先順位を付けるということ自体おかしいのではないかと考えます。

以前、肢体不自由児を育てている親御さんから、「知的障害の学校が増えても、この子の状況が変わるわけではない」と、こういう本当に怒りの声も伺っているところでございます。知的障害、肢体不自由などの区別をしないで、過密解消に計画的な建設を進めるべきだと考えますけれども、今後の整備計画について、改めて御答弁をお願いいたします。

A．教育長

県では、都市部を中心とした依然として知的

障害のある児童生徒が増えている状況でございます。そのため、どうしても知的障害のある児童生徒への対応を優先的に行わざるを得ないという状況がございます。その他の事情も分かりますので、今後の対策といたしましては、新校設置による教室不足の解消効果とか児童生徒数の推移とか、また、保護者のニーズ等を見きわめながら対応を検討してまいりたいと思います。

Q．金子委員

是非検討していただきたいというふうに思います。

次に、教職員の長時間勤務について質問いたします。

一昨年私の一般質問で、長時間勤務の実態を県教委は把握すべきと求めましたけれども、県は市町村の教職員の勤務実態の把握について働き掛けていくという、こういう答弁をしました。

県教育局が昨年9月、教職員の勤務状況調査の結果をまとめ、その結果を各市町村教委に連絡したと伺いましたが、実態把握をしたこと、評価できます。

調査によりますと、20代、30代の勤務時間を除く在校時間が平均3時間から3時間半、つまり若手の教職員では7時間45分の勤務時間を合わせますと、在校時間が1日平均11時間から12時間も働いているということになります。しかし、この調査では、部活動等による土日の勤務実態などは分かりません。

そこで、質問ですけれども、勤務状況調査の結果についてどのような認識を持たれているのか、詳細な実態把握のために、タイムカードなど客観的な記録による勤務時間の把握を学校でも行うべきと考えますが、実施に向けてどのような研究をしているのか、お答えください。

A．教育長

昨年の 9 月に行いました勤務状況調査の結果、勤務時間を除く在校時間の 1 日当たりの平均が小学校では 2 時間 48 分、中学校で 3 時間 2 分となって、長く勤務している状況が明らかになりました。

県といたしましては、この調査結果を重く受け止めております。この長時間労働の状況を改善して、教員が心身ともに健康で、安心して働くことができる職場づくりを一層推進していくことが重要であるというふうに認識しております。

まず、教職員の勤務時間の管理というものは、これは労働安全衛生の観点からも適正に行う必要があります。これは実は、校長の重要な責務でございます。そこで、県では、昨年 2 月 3 日付けで通知をするとともに、市町村の教育長の会議とか全県の校長の会議で説明するなど、教職員の勤務管理について依頼をしてきたところでございます。

その結果、平成 28 年 9 月 1 日現在で、まだ半数でございますが、半数の小中学校で出退勤時刻の把握を実施しております。今年 1 月の市町村担当者会議で、ＩＣカード、こちらを活用した勤務管理の事例を紹介いたしました。勤務管理の重要性について、改めて強調しております。

今後とも、全小中学校で客観的な記録による勤務時間の把握の実施が行われるよう、県として働き掛けてまいりたいと思います。

Q．金子委員

管理職による労働時間の把握と管理のために、私はこれまでも申し上げましたけれども、今、ＩＣカードというお話もございましたが、タイムカードなどは比較的簡単に対応できるのではないかなというふうに思っているわけです。い

ずれにいたしましても、やはり客観的な記録による勤務時間の把握、目視とかということも言われているようでございますけれども、やはりそうした客観的な勤務時間の把握をする必要があるかと思います。こういうシステムをつくる必要があろうと思うんですけれども、その辺についてのお考えはどうでしょうか。

A．教育長

客観的な記録による勤務時間の把握ですね、大事だと思っていますので、ＩＣカードやタイムカードを用いたシステムの導入につきまして、費用対効果も含めて引き続き研究してまいりたいと思います。

部局別質疑（企業局、病院局及び下水道局）

3 月 16 日

Q．金子委員

日本共産党の金子正江です。

歳出予算の事業概要 3 ページの小児医療センター新病院建設費 377 億 7,653 万円に関わって質問します。

午前中にも質問がありましたけれども、県立小児医療センターの駐車場問題について伺います。

さいたま市岩槻区の旧県立小児医療センターが、昨年 12 月 27 日にさいたま新都心に移転し、今年 1 月 5 日から新病院での外来診療を開始しました。当県議団も患者家族から新病院の現状についてお話を伺いましたが、機械式駐車場における長時間の入庫待ちの改善を何よりも強く訴えておられました。駐車場に入るのに 1 時間かかるときもあったとか、あるいは朝早く行って診察時間まで長い時間待っている人もい

る。やむを得ず近隣のコインパーキングに入れたなど、いずれも深刻です。

2 月 20 日からの県の実態調査では、待ち時間が最長 43 分だったとのことですが、私どもが現地調査をした 3 月 9 日も全く変わらない状態でした。木曜日の午前でしたけれども、機械式駐車場の 7 つの入庫ブースに 1 台ずつ誘導されていた車は、9 時頃は 5、6 台で 10 分ほどの待ち時間でしたけれども、しかしどんどん入庫待ちの車列が並んで、9 時 50 分には 30 台近くに及んでいます。このピーク時には 1 時間近くは待たされるような状況で、しかも 2、3 台が敷地に入れず、公道に停車する有様です。母親が運転し、父親が子どもを先に降ろす車、入庫まで待てずに敷地外に出て行く車なども見られました。

これまでの患者家族の説明会でも、機械式駐車場に関して、混雑への不安の声が何度も出されていましたが、県はどのような説明をしてきたのですか、設計上は大丈夫と考えたということでございますが、その根拠についてお答えをお願いいたします。

A．病院事業管理者

これは、午前中の質問にもありましたとおり、見込み違いということが言えるかと思います。それは不手際、手際の悪さというのも多少あるかと思いますが、やはりこの辺の改善をしていくということで、先ほど申し上げましたが、例えば予約時間の問題とか、あるいは混雑したときに誘導する場所、そういったものの確保というものを考えながら、余り待ち時間を長くしないように努力するつもりでございます。

Q．金子委員

平面駐車ならそのまま駐車できたわけです。

こういう問題は起こり得なかったと思います。これは機械式の駐車場という構造上の問題であると思います。医療的ケアを必要として、いつ何とき容態が急変するか分からない子どもたちが少なくない中で、設計上は大丈夫だったけれども、動かしたら時間がかかった、こういう説明では到底納得ができないと思います。長時間の入庫待ちは患者の命が懸かった重大な問題なんです。病院事業管理者にこの命に関わるものとして一刻も早く解消すべき問題だという認識、ございますか。いつ頃をめどにこの混雑解消を目指すのか、お答えをお願いいたします。

A．病院事業管理者

もちろんこれは早急に改善する必要があると思っております。いつ頃までということなんですけれども、まだ明確にはお答えできませんけれども、徐々にいろんな手を使って施策をしていきたいと思っております。正確な、いつというまでにはまだ至っておりません。

Q．金子委員

これは本当に悠長な話では済まされないと思うんです。旧小児医療センターに通っていたある親御さんが強く訴えていたこと、これは 1 歳 8 か月の娘は、低酸素状態で県立小児に搬送されました。広範囲に脳損傷があり、今も胃ろうたん吸引が欠かせません。新病院まで車で 40 分ですが、途中で何度もたんの吸引のために、コンビニやスタンドで停車をしながら行かざるを得ません。不便になるから新都心移転に反対をしているのではないんです。娘の命を守るために反対しているんですと、こういうふうに語ってありました。患者家族の中には、旧小児医療センターに通うために、わざわざ近隣市に転居してきた方も少なくありません。子どもの急変

に大きな不安を持つ中で、新都心への長時間の通院を余儀なくされた患者家族にとって、入庫に 1 時間もかかる実態、これは余りにもひどいのではないのでしょうか。

県は新たな平面駐車場を早急に確保するために、集中する時間帯だけでも契約有料駐車場を直ちに確保して、無料駐車券を提供すべきと考えますがいかがでしょうか、お答えをお願いします。

A．病院事業管理者

契約有料駐車場を確保して無料駐車券を提供すべきという言葉、それも 1 つの方法かとは思いますが、取りあえずは、いかにスムーズに入れるかということに全力を集中していきたいというふうに考えております。

先ほどの重症の患者さんの呼吸管理とか、いろいろな患者さんが新病院に行くには、非常に大変だというお話は重々分かります。その中の何人かの方は、恐らく跡地のほうの外来診療に向かっている方もいるかと思いますが、そういう方も新病院のほうに、患者さんというのはどちらかという病院に付くのではなくて、医師に付くんですね。したがって、そういう受け持ちの先生のいるところへなるべく行きたいと、この気持ちは重々分かっておりますので、その辺を考えながら改善策を進めていきたいと思っております。

Q．金子委員

是非時間を早く対応していただきたいというふうに思います。

この間の説明会でも、患者家族から新病院の建設について多くの要望や意見が出されてきました。感染防止のために院内のコンビニに、外から一般客が入らないようにしてほしいという

要望は取り入れられました。小児医療センターの運営に当たっては、何よりも当事者の意見に基づいて対応することが必要です。病院側と患者家族が定期的に意見交換できる協議体を作り、機械式駐車場の改善策も含め、要望についてしっかり話し合うべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

A．病院事業管理者

そういうこともございます。そこで新しい小児医療センターでは、新病院の移転に合わせて、みんなで病院を育てる会というのを立ち上げました。この中で、新病院のハード面あるいはソフト面も含め、病院のいろいろな課題について十分話し合っていくという会でございます。これは頻回に行って、少しでも改善に向かって進めていきたいと思っております。

Q．金子委員

今、みんなで病院を育てる会の結成、これはとても重要なことだと思います。この会の構成メンバーとか開催スケジュール、どのようになっているのか、最後にお聞きしたいと思います。

A．病院事業管理者

構成メンバーでございますけれども、患者御家族の会の代表者の方、あるいは患者さんの立場に立って活動されている組織のメンバーだけではなくて、けやき特別支援学校の校長や、ドナルド・マクドナルド・ハウスさいたまのハウスマネジャーさんなども入れて構成されております。3 月 19 日には「新しい病院 よくなったこと 悪くなったこと」というテーマで、第 1 回目の会を開催する予定になっております。

総括質疑（3 月 21 日）

Q．金子委員

日本共産党の金子正江です。

総務関係の歳出予算の事業概要 4 ページ、入札契約制度適正化促進費 4 4 万 8 , 0 0 0 円、入札管理費 1 , 2 0 9 万 3 , 0 0 0 円について、加えて産業労働関係歳出予算の事業概要 1 ページの労使関係安定のための労働相談推進事業について伺います。

2 0 1 5 年 1 2 月、広告大手電通の新入社員だった高橋まつりさん、当時 2 4 歳が過労自殺した問題で、昨年 1 2 月、電通は労働基準法違反容疑で書類送検されました。このことから、日本中央競馬会（ＪＲＡ）は電通を指名停止にし、また滋賀県京都府、奈良県が入札参加停止処分を実施しました。起訴に至った場合、7 省庁、1 0 都府県が処分を検討しているということでございます。

同じような労働法違反によって、埼玉県民も苦しんでおります。ここで伺いますが、県労働相談センターの年間の労働相談件数を知事よりお示しください。

A．知事

本年度の 2 月末現在で 5 , 2 3 5 件でございます。

Q．金子委員

こんな相談もありました。ある葬儀社に勤めている青年労働者が、とにかく休みが取れない、その上設備を壊したと、身に覚えのない言いがかりを付けられ、8 0 万円の弁償を求められている。退職したいと言っても、払うまで辞めさせてくれない。労働基準監督署に相談に行こうにも、休みを取らせてもらえないので、相

談にも行けない、こういう事態です。このケースは監督署に行く時間がなくて、1 人悶々としているという相談だったのですが、だからこそスマホやインターネットで相談できる窓口が必要です。

そういうことから、昨年、当県議団の村岡県議が若者向けの相談窓口をツイッターなど SNS で広げるべきだと提案をさせていただき、知事に賛同していただきました。その後の SNS の取り組みについて、知事御報告ください。

A．知事

平成 2 9 年、同じく 2 月末までに 1 4 2 回、ほぼ 1 日置きぐらいに何らかの形ですね、この SNS 7 万 7 , 2 7 6 回の閲覧がありました。そういう意味で、SNS の発信によって若者労働ほっとラインへの電話だけでなく、インターネットでの労働相談も増えている、大変いい御提言をいただき、また実践しているところです。

Q．金子委員

私たちも、相談窓口については広げていきたいというふうに考えております。相談窓口の拡充は大切ですが、私は県のできる取り組みとしてはＪＲＡのように入札から締め出すなどが最も有効だと思います。先ほど挙げた電通なのですが、仮に電通が競争入札に応札しようとしたら、知事、指名停止されるのでしょうか。

A．知事

電通は現在、県の入札参加資格の登録がありません。仮に登録があったとしても、本県の基準では書類送検だけでは入札参加停止にはなり

ません。法令違反の容疑によって逮捕又は起訴されれば、入札参加停止という形になります。

Q．金子委員

埼玉県は、入札参加停止等の措置要綱の第 2 条で入札参加停止処分について定め、運用基準で役員又は使用人が業務に関する法令違反の容疑により、中略ですが、控訴を提起された場合、つまり起訴された場合に入札停止としています。その中に、具体的例として過積載とか不法投棄とか、外国人の不法就労などが書いてございます。

ここで提案ですけれども、この基準の例示の中に労働法違反という文言を加えた上で、埼玉県はブラック企業と付き合いませんという、こういう宣言をしてはいかがでしょうか、知事の答弁お願いいたします。

A．知事

労働法違反を中に入れるということに関しては、少しお時間をいただかなければいけないかなというふうに思います。法令等々も検討しなくちゃいけないと思います。

また、ブラック企業とは付き合いませんと、当然これは付き合っちゃいけないことですが、ただ宣言をどうするかという話は、また別問題になるのかなというふうに思っております。

例えば、今の電通を対象にしてですね、電通をブラック企業だという形でですね、したがって電通とは付き合いませんという名指しで話をするということになると、この会社に関してはもう正に復活のチャンスがなくなるような話になってくる可能性もあります。当然、いろんな企業、いろんな事件を起こしても、それを是正して役員が入れ替わったりして、良く

なったりする事例もございますので、いたずらに烙印を押してしまうというのも、やっぱり考えなければいけないというふうに思っておりますので、ケース・バイ・ケースで考えていく話かなというふうに思います。